

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和3年9月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年9月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

37,579人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

334,864人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	177,476人
長岡市	74,864人

三条市	27, 118人
柏崎市	23, 220人
新発田市	27, 153人
小千谷市	9, 799人
加茂市	7, 578人
十日町市	14, 587人
見附市	11, 327人
村上市	16, 808人
燕市	22, 313人
糸魚川市	11, 854人
妙高市	8, 915人
五泉市	13, 986人
上越市	53, 065人
阿賀野市	11, 784人
佐渡市	15, 288人
魚沼市	10, 007人
南魚沼市	15, 361人
胎内市	8, 116人
聖籠町	3, 787人
弥彦村	2, 233人
田上町	3, 332人
阿賀町	3, 089人
出雲崎町	1, 248人
湯沢町	2, 327人
津南町	2, 653人
刈羽村	1, 247人
関川村	1, 540人
粟島浦村	98人